

新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等支援

令和2年3月11日現在
市民部生活経済課

○経済産業省（中小企業庁）

セーフティネット保証

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

① セーフティネット保証4号

突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置。幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。（売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合）

※3月2日（月）に全都道府県を指定。

② セーフティネット保証5号

（全国的に）業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置。特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。（売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合）

※3月6日（金）に宿泊業、飲食業など40業種を対象に追加指定。

●利用手続の流れ（4号・5号）

①対象となる中小企業者の方は、本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行う。→ 武蔵野市ではすでに、3月4日より認定開始

②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込み。

※利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査あり。

※2008年のリーマンショック時には武蔵野市で601件受付（5号のみ）



危機関連保証制度（大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応）（3月13日開始）

・内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置。

・本措置は、危機の状況が去った段階で速やかに終了しなければ市場を歪めることにもなりかねないため、原則1年以内と予め期限を区切って実施する。（ただし、経済産業大臣が認める場合には、更に1年の延長が可能）

①対象者 売上高等が減少する等、経営の安定に支障を生じていることについて市区町村長の認定を受けた中小企業者

②保証限度額 通常の保証枠と別枠で最大2.8億円（普通2億、無担保0.8億、特別小口0.2億）※セーフティネット保証、災害関係保証 東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に限る、東日本大震災復興緊急保証と合わせて5.6億円まで

- ③保証割合 100%保証 ④保証期間 10年以内(据置期間 2年以内) ⑤保証料率 0.8%以下(0.41%) ⑥てん補率 90% ⑦保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない
- ⑧その他・指定期間内に貸付を実行する必要あり。・取扱金融機関は本制度に係る貸付が完済となるまでモニタリングを行い、信用保証協会に対してその内容を報告する必要あり(ただし、経済産業大臣が指定する期間内においては、報告義務はない)。

セーフティネット貸付 (日本政策金融公庫)

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業 4,800万円

【金利】 基準金利：中小事業 1.11%、国民事業 1.91%

※令和2年2月3日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日(金)より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象とした。

○厚生労働省

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の特例実施

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。

(追加予定措置内容) (3月中旬より)

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用する。

①新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする。

②過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、

ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象

イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とする(支給限度日数から過去の受給日数を差し引かない)。

(2月28日よりすでに実施済みの措置)

③令和2年1月24日以降の事後提出が、令和2年5月31日まで可能。

④生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮。

⑤事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とする。

⑥最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

○ 東京都（産業労働局）

新型コロナウイルス感染症対応緊急融資（令和2年3月6日）

事業活動に影響を受けている東京都内の中小企業者及び組合の方々に、長期かつ低利の融資をすることにより、事業継続や経営の安定を図るための融資。

（対象）

ア 新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けていること。

イ 「最近3か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後3か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が令和元年12月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること。

（融資条件）

(1)資金使途 運転資金・設備資金 (2)融資限度額 2億8,000万円（組合4億8,000万円）
(3)融資期間 運転資金10年以内（据置期間2年以内を含む。）設備資金15年以内（据置期間3年以内を含む。）(4)融資利率【固定金利】3年～10年超 1.7%～2.4%以内＜責任共有制度の対象外となる場合＞3年～10年超 1.5%～2.2%以内 (5)返済方法 分割返済（元金据置期間は運転資金2年以内、設備資金3年以内）とします。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。(6)融資形式 証書貸付又は手形貸付(7)信用保証料 保証協会の定めるところによります。なお、東京都が信用保証料全額を補助。(8)保証人 原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要。(9)物的担保 この融資の保証を含めて保証合計残高が、8,000万円以下の場合は原則として無担保。

※その他の都の対応

- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・東京都労働相談情報センター新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル設置
- ・新型コロナウイルスによる経営課題に関する専門家派遣
- ・新事業継続緊急対策（テレワーク）助成金

○武蔵野市制度融資

融資種別	一般融資	特別融資	小口一般融資	小口特別融資	マル国融資 (前社会福祉)
融資限度額	1,250万円	1,000万円	1,250万円	1,000万円	2,000万円
融資利率	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.21%
市の利子補給率	上記融資利率のうち1.0%	上記融資利率のうち1.6%	上記融資利率のうち1.1%	上記融資利率のうち1.7%	上記融資利率のうち1.0%
本人負担の利率	0.9%	0.3%	0.8%	0.2%	0.21%
貸付期間	運転5年以内 設備7年以内 併用5年以内	6年以内	運転5年以内 設備7年以内 併用5年以内	6年以内	運転7年以内 設備10年以内
信用保証料補助	2分の1相当	全額	2分の1相当	全額	-
併用可能な融資種別	特別融資 又は 小口特別	一般融資 又は 小口一般	特別融資 又は 小口特別	一般融資 又は 小口一般	-